

デマンド交通（米飯線）運行予定者の選定に関する参加確認公募

次のとおり、公募します。

平成28年2月1日

旭川市地域公共交通会議
会長 祖母井 孝範

1 公募の趣旨

東旭川町東桜岡，豊田，瑞穂，米原地区では，平成25年10月から，旭川中央ハイヤー（株）（以下，「現運行事業者」とする。）が，従来の路線バスに代わって，これら4地区と東旭川駅周辺を結ぶデマンド交通の運行を行っている。

現運行事業者は，東旭川町東桜岡，豊田，瑞穂，米原地区で3年間，デマンド交通を運行する事業者として，プロポーザル審査により選定され，平成25年10月から平成28年の9月までの3ヶ年，旭川市生活交通ネットワーク計画による運行事業者として運行を行ってきた。

そのため，旭川市地域公共交通会議では，来年度以降，同社以外の者で，当該地区において旭川生活交通ネットワーク計画に基づく運行を希望する者の有無を確認するため，参加確認公募を行う。

なお，要件を満たした上で，応募を希望する事業者がいる場合には，現運行事業者と応募者によって，プロポーザル方式による運行事業者の選定手続に移行する。

※旭川市生活交通ネットワーク計画について

旭川市公共交通会議が策定している，北海道運輸局長が指定した交通不便地域（本市では東桜岡，豊田，瑞穂，米原地区のみ）と，JRなど幹線の駅を結ぶ支線交通の運行計画。この計画に位置付けられることが，運行事業者が国に補助申請を行う際に必要となる。

2 運行の概要

（1）運行内容

別紙「デマンド交通（米飯線）運行仕様書」のとおり

（2）運行期間

平成28年10月1日から平成33年9月30日までの5年間

3 応募要件

プロポーザルに参加を希望する者は，次のすべての要件を満たしていること。

- （1）運行開始までに道路運送法第4条における一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得している事業者で，東旭川町東桜岡，豊田，瑞穂，米原地区と東旭川駅周辺を結ぶデマンド交通の運行を5年間，行う意思があること。
- （2）受付，配車，運行など，デマンド交通運行に関わる一連のプロセスを自社で行うノウハウがあること。

- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (4) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けているものを除く。）ではないこと。

4 応募手続

(1) 応募書類

- ア 参加意思確認書（様式1）
- イ 平成26年度収支決算書
- ウ 納税証明書（市町村税の滞納がないことを証明）

(2) 応募方法

平成28年2月22日（月）午後5時15分までに、事前に電話連絡の上、下記の場所に持参すること。

※応募書類提出先

旭川市地域公共交通会議事務局（旭川市総合政策部政策推進課）
旭川市6条通9丁目 総合庁舎9階
電話：0166-25-5316

(3) 審査結果の通知

参加意思確認書の提出があった者には、平成28年3月3日（木）までに、次に掲げるいずれかの事項を記載した参加意思確認結果通知書（様式2）を郵送する。

なお、通知期限の翌日において、いまだ通知が無い場合は、(2)の提出先に連絡し、確認すること。

ア 応募要件を満たす者については、今後のプロポーザルの手続について。

イ 応募要件を満たさない者については、その理由と所定の期限までに応募要件を満たさない理由について説明を求めることができる旨について。

5 その他

本公募について疑義がある場合は、応募書類提出先に文書にて問い合わせること。

（問い合わせ内容については、事業者名を伏せた上で、随時、ホームページで公表する。）